

住民が 都市計画された道路に 反対の声をぶつける方法には次の方法が有る

- ① 裁判を起こしその判決でその計画を廃止させる
- ② **都市計画提案制度を利用し 廃止を訴える**
- ③ **都主催の「話し合いの会」を利用して廃止を主張する**
- ④ 議会(区、都、国)を通じて反対の声を上げる・・・など。

以上の中で 私は②と③について これから報告したい。①は別途報告された通りである。

●外環の2廃止の都市計画提案

1 都市計画提案制度とは

都市計画法の第21条の2には 都市計画の変更についての提案が自由に出来る制度が用意されている。
変更の中には 廃止を含めても良いと判断される。

2 外環の2廃止の都市計画提案とは？ 3年間の経緯

4年前の2011年12月 外環の2計画道路の内、杉並区善福寺2丁目(約300m)部分を廃止して欲しいという提案を東京都に提出、その後2年半に亘り(嫌がらせとも思える)補正指示の連続であったが その対応を続け昨年12月に3年掛かってやっと正式受理された。

3 受理されてから不採用通知、对我的意見書、それに対する都の見解書の分析

- ・2014・12・02 都より提案受理の通知有り
- ・2015・02・05 本提案が 「不採用」と判断されたことが判明、2/16の都市整備委員会で審議判明
- ・2015・02・16 都議会・都市整備委員会で「本提案」報告され質疑応答有り(大島委員約30分)
- ・2015・04・20 提案者としての都判断に対する「意見書」提出
- ・2015・05・15 都・都市計画審議会開催「本提案」報告され 都の見解書発表、結局、都の方針通りとなる。

4 都計審での審議状況

5/15 都計審開催、会長、委員計34名中 出席24名(欠席10名)

M都議が約30分に亘り 本提案について賛成意見と質問を陳述、他の委員2名が反対意見を陳述

私が34名中10名に直訴状を送った。内4名が欠席、残り委員(M委員除いて)も一言も意見発せず。

結局、私が念願とした 審議会委員全体で「外環の2」とはどんな道路か？石原知事発言と都市整備局発言とどちらが正しいか？についての議論は全く無かった。都計審は形骸化している印象を強く持った。私は都計審の委員の先生方に大きな期待を掛けていたが それは全く理想であることが判明した。

5 今回、「不採用」と判断されたが 提案を提出した意味は？

本提案は最終的に都計審で「不採用」と判断され 今迄の都の方針通り、進めることになった。

しかし住民側から 都市計画道路廃止という大きな提案が出されたのは初めての事であり、大きな意味を持つ。

受理後の半年間に 外環の2計画が余りにも住民も議員もその内容を知らされていない事が浮き彫りにされ 改めて 外環の2は大きな問題であると認識されたことはた事は大いに意義が有ったと思われる。

提案者としては 都が不採用と判断した理由に納得が行かないのが 現在の率直な気持ちである。4/20に提出した「意見書」にその詳細を記したが 都の「見解書」にはその点について答えていないのである。以上

「杉並区における地上部街路(外環の2)に関する話し合いの会」について

1 メンバー構成

杉並での話し合いの会は 2011年6月にその準備会が開催され スタートしました。その前、5月に構成員の一般公募が行われ各町、丁目別の構成員抽選が行われ 計10名の公募委員が決定したのです。

その他に町会、商店街代表者枠9名、そしてPI委員3名の合計**22名が 住民側メンバーの人数**です。

行政側として 国、都、杉並区から各2名ずつで計6名が加わり、**総計で28名**で この会は構成されています。

2 今まで4年間の歩み

上記準備会の後 2011年7月に第1回の話し合いの会が開催されました。以降、3～4か月毎に会合が持たれ直近では 今年、2015年2月に 第12回の話し合いの会が開催されました。(4年間で12回の開催です)

3 構成員の色分けと出欠状況

杉並の場合、住民側構成員22名の内、外環の2推進賛成派が はっきりしているのが4名(内1名が死去) 反対派が4名だが 残りの皆さんは 会議の中では意見を発表しないので その考えが不明だが 反対とまでいなくとも 外環の2に疑問を持っている人が数人おられることは確かである。

ところがこの会合が 会を重ねるごとに 賛成派の皆さん、意見を述べない どちらかの皆さんが 構成員を辞退したり 欠席をしたりし 徐々に出席構成員が少なくなってきており 直近の第11回、第12回では 住人側構成員は **何と出席者が6名、8名しかいない**のである。この傾向は益々強くなると思われる。また途中の会から 町会代表資格でメンバー交代あり(町会長から 外環に関心のある住民へバトンタッチ)結果として 我々の仲間、即ち従来の外環の2 反対グループのメンバーが増加し より多くの反対意見が集まるようになった。

4 杉並の特徴(1)…構成員一人ずつの(5分間の)「外環の2、意見発表」

① 第9回目より 構成員は一人ずつ「外環の2についての意見発表」を順番に行う様になった。今までに私達 反対派及びそれに近い メンバーが意見を述べたが(計5人何れも 反対意見であった)

次回会合は 来月6月最後の週に予定されているが この時はぜひとも賛成派の皆さんの 外環の2に対する意見を聴かせてもらい 質疑応答したいと考えていますが なかなか 出席して貰えないのが現状です。

5 杉並の特徴(2)…杉並の会は必要性的有無から検討を…

第1回の冒頭挨拶で 杉並区の都市整備部長が この会においては 外環の2の必要性については「その必要性的有無から検討して欲しい」と要望が出され それが話し合いの原点となっている。

都は外環の2が必要である…という点からスタートしたいようだが この部長の一言で 外環の2はゼロから百までの間で議論することが元となっているのである。

6 杉並の特徴(3)…「外環の2は地上には存在しない」「外環の2は百害あって一利無し」の主張

第1回目の会議から主張しているのが 地上には外環の2は存在していないのだという考えである。また 外環の2は 従来の街並みを全く無視した地上部街路であり 日常の行動パターンに全く合わず使い道の全くない道路であり 巨大な障害物が横たわっているだけなので 今後この点からも廃止に追い込みたいと考えます。

以上 「話し合いの会」構成員:古川英夫 記

2015年5月19日

「武蔵野市における地上部街路に関する話し合いの会」について

東京都が「外環の2」（地上部街路）の必要性の有無から話し合うためにはじめました。

武蔵野市の場合は2009年（平成21年）に、35名の公募市民から抽選で選ばれた公募委員10名と、3コミュニティセンターの代表（武蔵野市は原則として町内会が無い）とPI委員の合計14名の市民委員と、東京都、国、武蔵野市からそれぞれ2名の総計20名の構成員で始まりました。

第1回で「必要性の有無」から話し合うということは、「廃止」を含めて話し合うことだと確認しています。

現在第20回「話し合いの会」が終わったところですが、この間6年間に肝心の東京都の課長が3度交替し、国も武蔵野市も構成員の交替がありました。市民側では補充できない公募10名のうち1名が転居、1名が逝去で現在8名です。コミセンの代表もお亡くなりになった1名を含め2名が交替しています。司会者も交替しました。

問題になったのは東京都の課長が繰り返し2005年（平成17年）に東京都が出した「外環の地上部街路について」で言っている基本的な三つの考え方に固執することでした。その度に私たちは「必要性の有無から話し合う」ことで応募してきたし、選択肢は基本的な三つの考え方のほかに「廃止」が入っていることを確認しています。

第20回で「必要性の議論」に入るはずで、何人かの構成員は意見や質問を出していましたが、このところ、東京都が練馬区でどんどん計画を進め、外環の2を22mにする素案を出して計画決定する勢いの中で、練馬問題や杉並区の300m計画変更に関する質疑で時間をとられています。いつも東京都が言う「道路のネットワーク」＝道路の連続性から言っても、武蔵野市で「話し合いの会」が継続中に、練馬だけ決めていくことは武蔵野市にとって許しがたいことです。武蔵野市民に武蔵野市も練馬区と同じ22mの道路を造るつもりかと疑心暗鬼をもたらします。

武蔵野市の市民側の構成員（現在12名）は全員が「外環の2」には反対です。このことは行政側の構成員も傍聴者も判っていると思います。

「反対」は2層になっています。1番目はPI委員から再三出された、「そもそも外環の2は高架の高速道路が地下になったところで消滅している」ことに出席の市民側構成員全員が賛意を表しました。2番目は「吉祥寺東町、南町に外環の2は必要ない」ことです。これは住民、市議会、行政が等しく認めています。私たちはこれから東京都が出してきている必要性＝整備効果がいかに無意味か話さなければならないのです。

たとえば、「外環の2」を造ると緑の環境がよくなるとか、防災にプラスになるとか、馬鹿みたいなことを言っています。私たちは「外環の2」を造るために、緑が破壊されると思っています。

あと一息、「外環の2」は必要ないことを、武蔵野市民として発言していきます。

私たちの町は私たちが守らなければなりません。

「話し合いの会」構成員、むさしの地区外環問題協議会事務局 西村 まり

2015年5月17日